

個人型確定拠出年金



活用ガイド



iDeCo 普及推進キャラクター「イデコちゃん」

目次

I. iDeCo (個人型確定拠出年金) の概要

- 1. 日本の年金制度の仕組みと確定拠出年金 P3
- 2. iDeCoとは P4
- 3. 掛金の限度額 P5
- 4. 3つの税制優遇 P6
- 5. iDeCoの仕組み P7
- 6. 企業型DCの年金資産を移換する場合の手続 P8
- iDeCoの加入申込みにあたってご理解いただきたいこと P9

II. 加入期間中

- 1. Webサービス P11
- 2. コールセンターサービス P13
- 3. 諸変更の届出 (加入後に届出事項に変更があった場合の手続) P14

III. 給付

- 1. 給付の概要 P16
- 2. 請求手続 P18

I. iDeCo(個人型確定拠出年金)の概要



iDeCoは、自分で積み立てる掛金の額を決め、
積立金を自分で運用することで、
老後に向けた資産を形成することができる年金制度です。

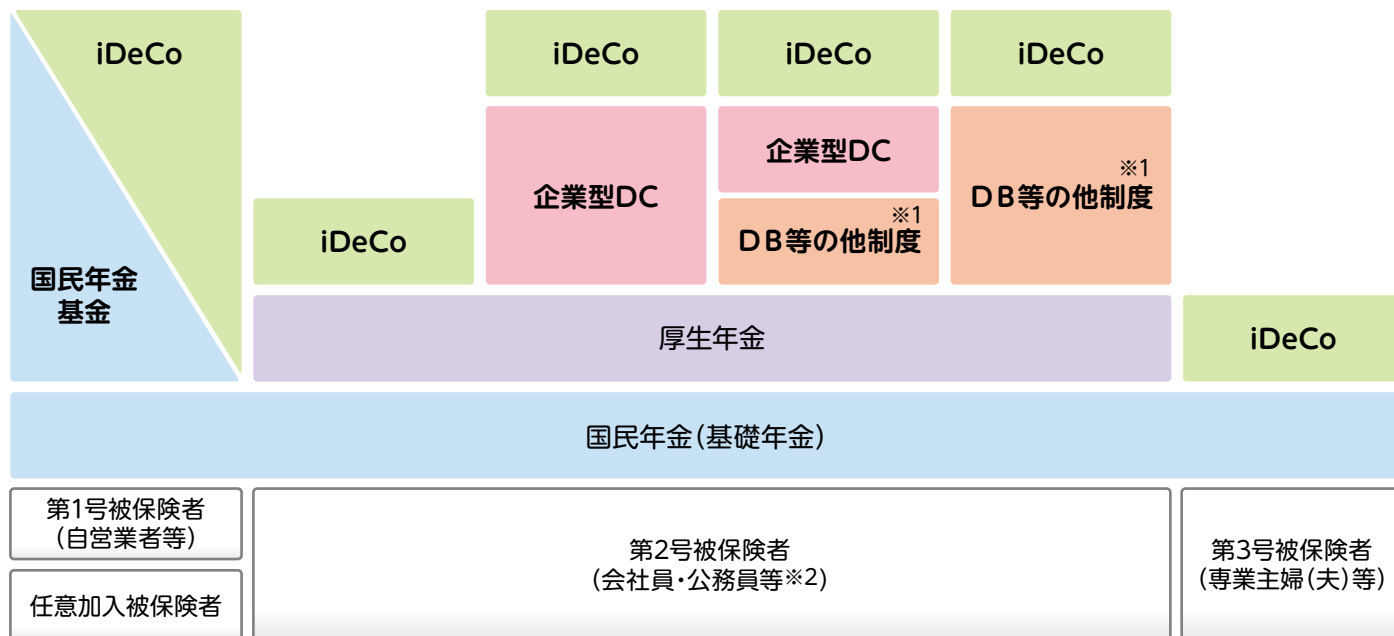
給付の額は運用結果に基づいて決まり、
原則60歳以降に受け取ることができます。

老後の生活の安定を目的とした制度ですので、
原則として脱退や中途引出はできません。

1. 日本の年金制度の仕組みと確定拠出年金

●日本の年金制度(確定拠出年金の位置づけ)

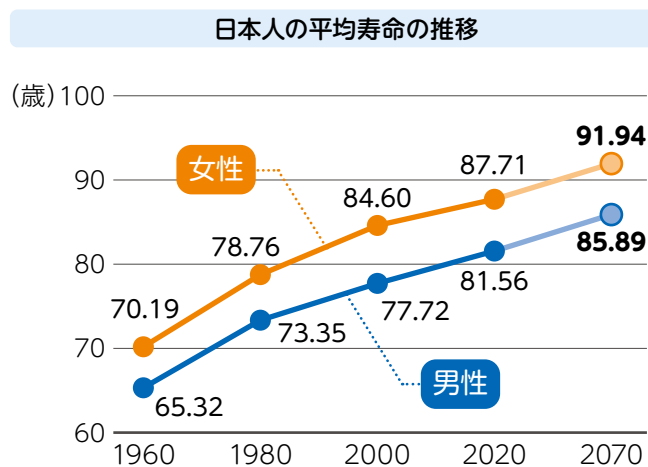
日本の年金制度は、公的年金である国民年金と厚生年金があり、さらに企業によっては企業年金等があります。確定拠出年金制度はこれらと並んで実施されている制度で、個人が任意に加入し自ら掛金を積み立てる「個人型確定拠出年金」(iDeCo)と、企業が導入し従業員のために掛金を積み立てる「企業型確定拠出年金」(企業型DC)があります。



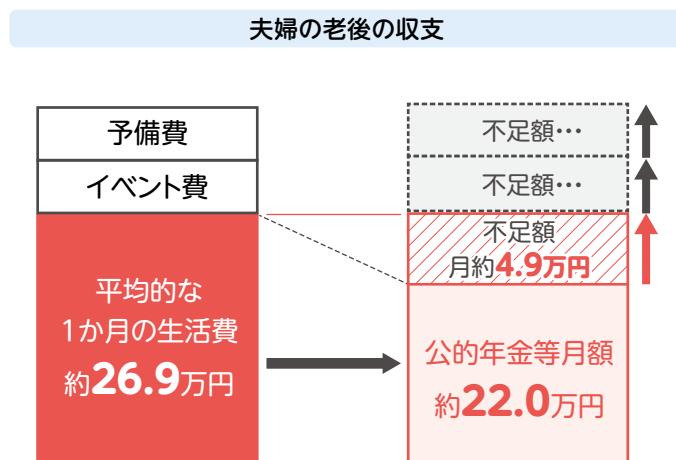
※1 DB等の他制度とは、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および公務員の退職等年金給付(共済)を指します。
 ※2 公務員等とは国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の長期組合員および私立学校教職員共済制度の長期加入員を指します。
 [注] 確定拠出年金(企業型DC、iDeCo)、DB等の他制度には、制度ごとに加入要件が定められています。

●老後資金はいくら足りない?

日本人の平均寿命は年々伸びており、老後に必要な夫婦2人の生活資金は、公的年金の給付額に対して約1,176万円足りないと言われています。



出所:内閣府「令和6年版 高齢社会白書」



出所:総務省統計局「家計調査年報(家計収支編)」夫婦高齢者無職世帯の家計収支(65歳以上の夫婦1組のみの世帯)

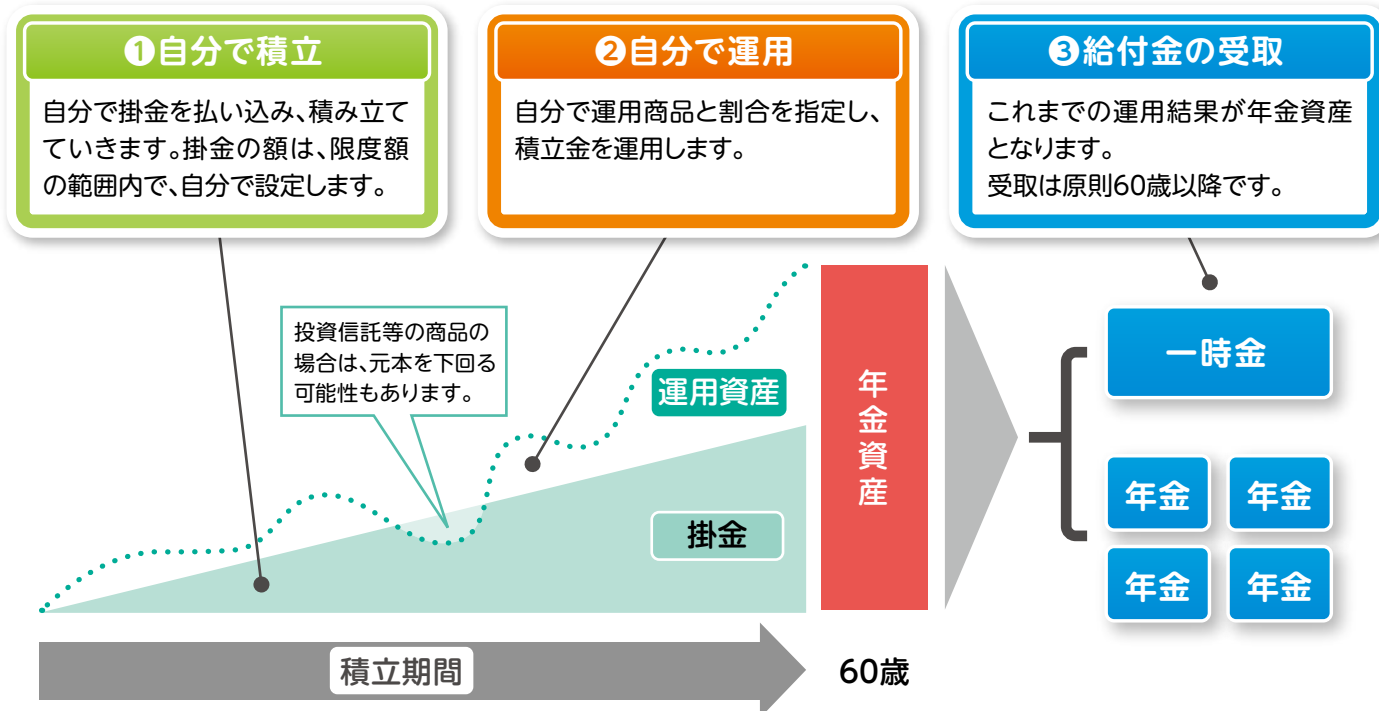
夫婦2人の老後生活を20年とすると・・・
 4.9万円×12か月×20年で

不足額 ➡ 約1,176万円 + α

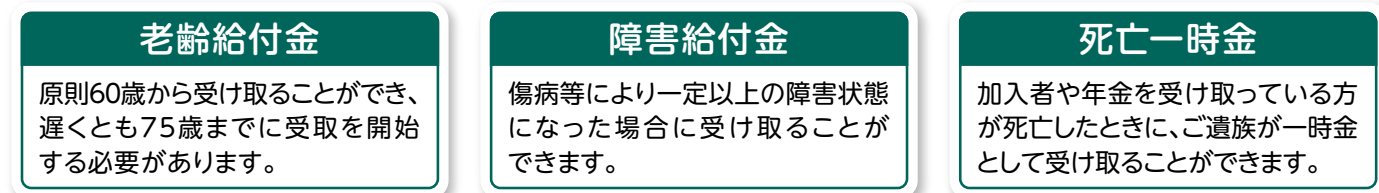
2. iDeCoとは

iDeCoは、自分が積み立てた掛金を自分で運用し、資産を形成する年金制度です。
掛金を60歳(※)になるまで積み立て、原則として60歳以降に給付金を受け取ります。

※60歳以降も国民年金被保険者であれば積み立てできます。



● iDeCoの給付金



原則として全ての国民年金の被保険者がiDeCoに加入できます

iDeCoの加入資格

国民年金の被保険者種別	加入対象となる方	加入対象とならない方
第1号被保険者	○ 日本国内に居住する20歳以上60歳未満の自営業者やその家族、学生等	● 国民年金の保険料納付を免除(一部免除を含む)されている方(ただし、障害基礎年金を受給している方等は加入できます。) ● 農業者年金の被保険者
第2号被保険者	○ 65歳未満の厚生年金保険の被保険者(会社員等、公務員等)	● iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給しているまたは受給したことがある方 ● 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰り上げ受給している方 ● 企業型DCの加入者で企業型年金加入者掛金(マッチング拠出)を利用している方 ● 企業型DCの加入者で事業主掛金が毎月拠出以外(年単位拠出)となっている方
第3号被保険者	○ 第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者)に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	—
任意加入被保険者	○ 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入している方 ○ 日本国籍を有し、海外に居住する20歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入している方	● iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給しているまたは受給したことがある方 ● 老齢基礎年金、老齢厚生年金を繰り上げ受給している方

3. 掛金の限度額

iDeCoの掛金は、月額5,000円以上1,000円単位で限度額の範囲内で設定します。

掛金の限度額は下表のとおり加入区分により異なります。ご自身の加入区分を確認しましょう。

iDeCoの掛金限度額	
加入区分	掛金の限度額
国民年金の第1号被保険者 自営業者、学生等	月額 6.8万円 (年額81.6万円) (国民年金の付加保険料または 国民年金基金の掛金との合算枠)
任意加入被保険者 国民年金に任意加入されている方	
国民年金の第2号被保険者 会社員等・公務員等	
※1 勤務先の企業年金制度 に加入していない (制度がない)	月額 2.3万円 (年額27.6万円)
※1 勤務先の企業年金制度 に加入している	月額 2.0万円 ※2
国民年金の第3号被保険者 専業主婦(夫)	月額 2.3万円 (年額27.6万円)

※1 企業年金制度とは、企業型確定拠出年金(企業型DC)、確定給付企業年金(DB)、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金および公務員等の退職等年金給付(共済)を指します。

※2 掛金の限度額は、月額5.5万円から「企業型DCの事業主掛金額」と「企業型DC以外の企業年金制度の掛金相当額(「DB等の他制度掛金相当額」といいます。)」の合計額を差し引いた残額(上限2万円)となります。この残額がiDeCoの最低掛金額の月額5千円に満たない場合はiDeCoに加入できません。なお、企業年金制度に加入している第2号被保険者(公務員等を含む)は、掛金の納付方法として「年単位拠出(任意に決めた月にまとめて納付すること)」を選択できないため限度額の年額は表記しておりません。

離職・転職をしてもiDeCoを続けることができます!

iDeCoは多様なライフコースに対応できる制度です。結婚して会社員から専業主婦(夫)になった場合や、転職して自営業者になった場合でも、引き続きiDeCoに加入して資産形成を続けることができます。

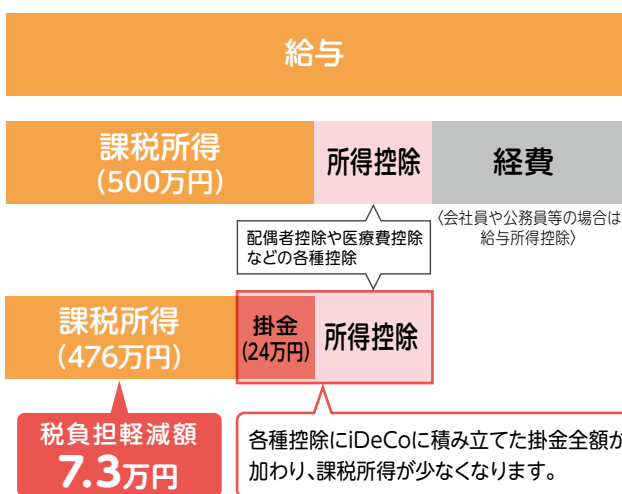
4. 3つの税制優遇

掛金積立時、運用時、給付時の各段階で税制優遇を受けることができます。

積立

掛金全額が所得控除となります

年間の掛金額が24万円
課税所得500万円の会社員のイメージ



《課税所得・掛金額に応じた税負担軽減額(年額)》

課税所得区分	月額掛金の例			
	6.8万円	2.3万円	2.0万円	1.2万円
～195万円以下	12.3万円	4.1万円	3.6万円	2.1万円
195万円超～330万円以下	16.4万円	5.5万円	4.8万円	2.9万円
330万円超～695万円以下	24.8万円	8.3万円	7.3万円	4.3万円
695万円超～900万円以下	27.3万円	9.2万円	8.0万円	4.8万円
900万円超～1,800万円以下	35.8万円	12.1万円	10.5万円	6.3万円

税負担軽減額は次の計算式で計算しています。概算値のため、実際の金額とは異なります。

- ・税負担軽減額＝月額掛金×12か月×税率(千円未満は切り捨て)
- ・税率＝所得税率+復興特別所得税率(所得税×2.1%)+住民税率(10%)

運用

運用益には税金がかかりません

一般的な金融商品の場合、運用益に税金(20.315%)がかかりますが、iDeCoの運用益には税金がかかりません。

- iDeCoの積立金は特別法人税の対象となりますが、現在課税凍結中です。

給付

給付金の受取方法に応じた控除を受けることができます

60歳以降に

年金として受け取る

公的年金等控除が適用され、雑所得として課税されます。

- 5年、10年、15年、20年のいずれかの受取期間を選択できます。

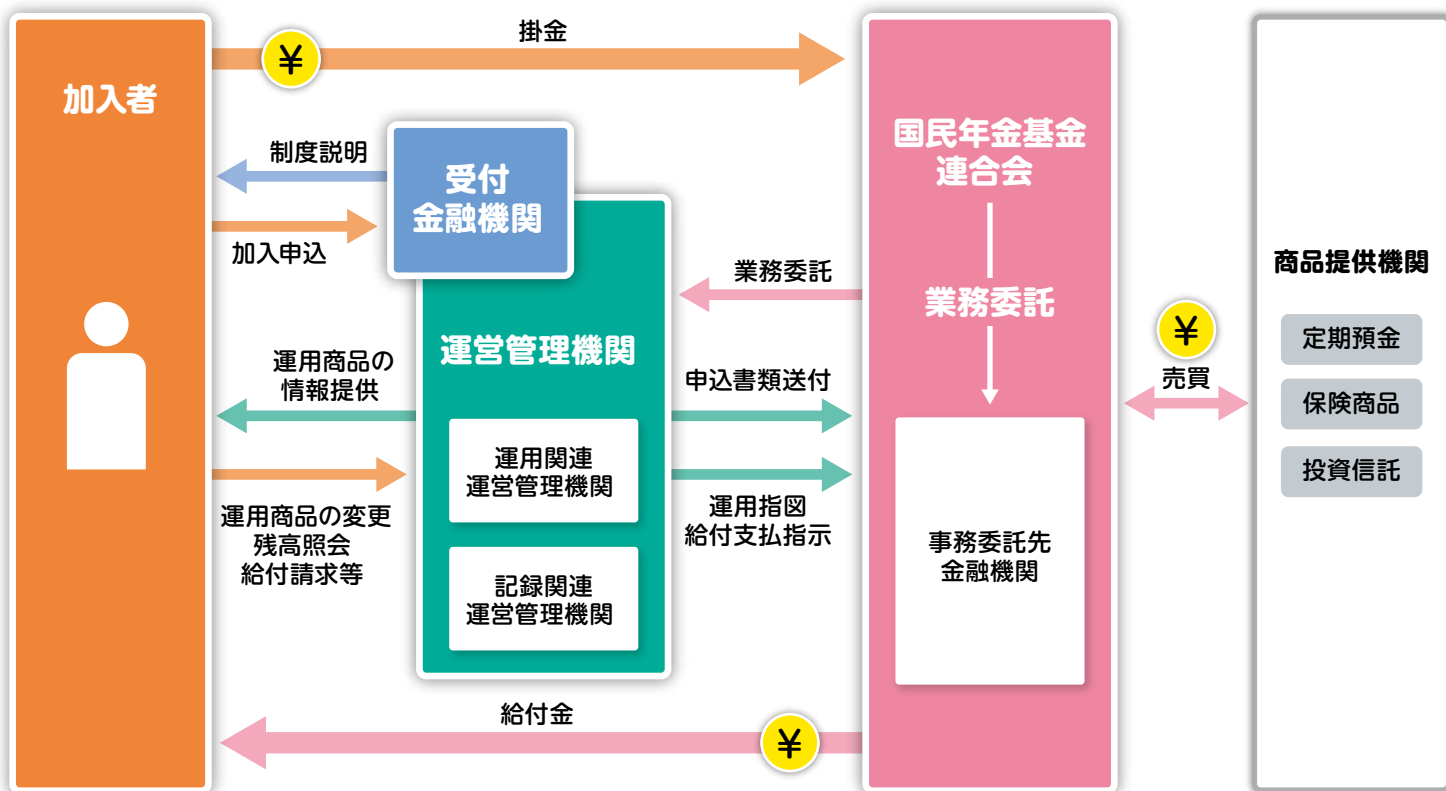
(年金と一時金の併用も可能)

一時金として受け取る

退職所得控除が適用され、退職所得として課税されます。

5. iDeCoの仕組み

iDeCoは国民年金基金連合会が主体となって運営される制度ですが、国民年金基金連合会のほかに、運営管理機関、商品提供機関等が、それぞれ役割を分担して業務を行っています。



iDeCo における役割分担

役 割	
運用関連 運営管理機関	●運用商品の選定および加入者等への提示 ●運用商品に関する情報の提供
記録関連 運営管理機関	●加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額等の記録、保存および通知 ●加入者等が行った運用の指図の取りまとめ ●給付の裁定
受付金融機関	●加入申出書等の書類の受付
国民年金基金 連合会	●iDeCoに係る規約の策定 ●掛金の収納の取りまとめ ●国民年金保険料の納付状況確認 ●加入者の資格の確認 ●加入者の掛金の限度額の管理
事務委託先 金融機関	●積立金(年金資産)の管理 ●積立金(年金資産)の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券等の保管に関する事務 ●給付金の支給に関する事務

中小事業主掛金納付制度 (iDeCo+、イデコプラス)

中小事業主掛金納付制度とは、iDeCoの加入者が拠出する掛金に上乗せして、お勤め先の事業主が掛金(中小事業主掛金)を払い込む制度です。この制度を導入できるのは、従業員数が300人以下等の要件を満たした会社に限定されます。また、中小事業主掛金の払込みを受けられるのは、掛金を事業主払込(給与引去)により納付している、国民年金の第2号被保険者のみとなります。

6. 企業型DCの年金資産を移換する場合の手続

●企業型DCの年金資産を移換する場合の手続

企業型DCの加入者資格喪失日(退職した日の翌日)の属する月の翌月から起算して5か月以内に、不備のない手続書類が三井住友海上(運営管理機関)に到着するようご提出ください。

! 移換手続は加入者資格喪失日の翌月から6か月以内に行う必要がありますが、国民年金基金連合会の確認に1か月程度かかるため、5か月以内のご提出をお願いいたします。
※企業型資格喪失日時点で60歳を超える方は除きます。

期限までにお手続いただけない場合は…

確定拠出年金法令に基づいて、全ての記録関連運営管理機関に、年金資産の受け入れが可能な口座の有無を照会し、以下の取扱いがなされます。

- ◆受入可能な口座がある場合…当該口座に移換されます注。
- ◆受入可能な口座がない場合…国民年金基金連合会(特定運営管理機関)に移換されます。これを「自動移換」といいます。
注:本人確認のための情報が一致しない等の場合は移換は行われません。

自動移換されると、以下のようにさまざまなデメリットがあります。

ご提出書類の不備・不足により、期限内に加入・移換の手続が完了しない場合も、自動移換の対象となりますので、早めに手続を行うようにしてください。

①手数料が発生します

(2024年12月1日現在)

自動移換される際の手数料	4,348円(税込)
自動移換後の管理手数料 (自動移換された月の翌月から数えて4か月目から発生)	52円/月(税込)
自動移換された資産をiDeCoまたは企業型DCに移換するときの手数料	1,100円(税込)
死亡一時金、脱退一時金の受取のための請求にかかる手数料	4,180円(税込)

②年金資産の運用ができません

自動移換の期間は、現金のまま管理されますので、運用ができません。

③自動移換の期間は通算加入者等期間に含まれません

老齢給付金の受取要件である通算加入者等期間に含まれないため、受取開始可能な時期が遅くなる場合があります。

④老齢給付金・障害給付金を受け取るためには、iDeCoまたは企業型DCに年金資産を移換する必要があります

●厚生年金基金、確定給付企業年金、企業年金連合会の資産を移換する場合の手続

手続書類や提出先が企業型DCの資産を移換する場合と異なります。

提出期限がありますので、資産移換の手続を確実にを行うために、手続書類は提出期限までに余裕をもって提出してください。

移換元	書類入手方法	提出期限	提出先
厚生年金基金 確定給付企業年金	三井住友海上 確定拠出年金コールセンター (0120-168-401) にお問い合わせください。	移換元制度の資格喪失後 1年以内	加入されていた厚生年金基金 もしくは 確定給付企業年金(実施事業所)
企業年金連合会	企業年金連合会 にお問い合わせください。	iDeCoまたは企業型DC の加入者資格取得日から 3か月以内	企業年金連合会

iDeCoの加入申込みにあたって ご理解いただきたいこと

① 原則、60歳まで引き出し(中途解約)ができません

給付金の受取は原則として60歳からです。一般の金融商品とは異なり、ご加入後にご自身の判断で中途引出をすることは原則として認められません(一定以上の障害に該当する場合や、死亡した場合等を除きます)。

② 最終的な年金資産は運用結果によって異なります

iDeCoは、個々の加入者等が自己責任により運用し、その運用結果によって年金資産が確定される制度です。運用結果によっては、年金資産が払込掛金額累計を下回る可能性があります。

運用商品の仕組みや特徴を十分ご理解いただいた上で運用する必要があります。

③ 各種手数料がかかります

iDeCoには、初回手続き手数料、毎月の管理手数料、給付事務手数料等がかかります。手数料は、毎月の掛金または年金資産から差し引かれます。

④ 60歳になっても受け取れない場合があります

50歳以上で初めて加入した場合等、通算加入者等期間が10年に満たない場合は、給付金を受け取れる年齢が引き上げられます。

⑤ 複数の運営管理機関でiDeCoに加入することはできません。

運営管理機関を変更することは可能です。

Ⅱ. 加入期間中



iDeCoは、自分で育てる「自分の年金」です。

定期的に資産状況を確認し、

必要に応じて運用商品の見直しを行うことも大切です。

また、ご住所やお勤め先に変更があった場合はお手続きが必要です。

こうした加入期間中の皆さまのサポートをするために
Webやコールセンターサービスをご用意していますので、

是非ご活用ください。

1. Webサービス

三井住友海上の加入者Web

iDeCoでは、運営管理機関が中心となって、皆さまの老後のための資産形成をサポートいたします。ご利用いただけるWebサービスには、三井住友海上の加入者向けサイト「加入者Web」と記録関連運営管理機関(NRK)の確定拠出年金Webサービス「NRK Web」があります。

アクセス先とサービスメニュー

「加入者Web」では、運用商品に関する情報をはじめとして、iDeCoに関するさまざまな情報を掲載しています。

ご加入後にお届けが必要な一部のお手続については「加入者Web」からお手続書類をダウンロードすることができます。

▶ アクセス先

三井住友海上 iDeCo加入者Web

検索

▶ 三井住友海上の確定拠出年金トップページからもアクセスできます。

または
こちらからご利用ください>>>



加入者の皆さま向けの大切なお知らせを
随時更新しています。
定期的にご確認ください。

各種サービス・お手続等のメニューは
こちらのリンクからご利用ください。

▶ サービスメニュー

NRK 確定拠出年金Webサービス (NRK Web)

NRK Web ログイン

- 資産残高の照会や運用商品の変更、運用商品の詳しい情報を確認できる「NRK Web」にログインできます。
※「NRK Web」の詳細は12ページをご参照ください。

運用商品の変更

- ご加入後の運用に関するお手続「掛金の運用割合変更」と「運用商品預替(スイッチング)」の仕組みや違い、手続方法等について説明しています。
- 手続方法をまとめたチラシもご用意しています。

DCつみたてシミュレーション

公的年金受給額シミュレーション

先月のマーケットの振り返り

- 資産の運用に役立つ情報やサービスをご用意しています。

加入後の各種手続

- 住所やお勤め先、掛金引落口座の変更、掛金積立の停止等加入後のお手続のうち、一部については、お手続書類を加入者Webからダウンロードできます。
※書類の提出が必要です。Webで完結はできません。

よくあるご質問

各種送付書類

- お客さまから、よくお問い合わせいただくご質問や関連機関からお送りする書類についてご案内しています。
ご不明点等の解消にお役立てください。

記録関連運営管理機関であるNRKが運営する確定拠出年金Webサービス「NRK Web」では、資産評価額や取引履歴等の照会、運用割合変更や運用商品預替等の手続を行うことができます。「NRK Web」には、「加入者Web」のトップページにあるリンクボタンからアクセスできます。

アクセス先とサービスメニュー

▶ アクセス先

加入者Webのトップページにある「NRK Webログイン」ボタンをクリックしてください。



ログイン画面で「ユーザーID」と「暗証番号」を入れ「ログイン」ボタンをクリックしてください。



NRK Web のご利用には、「ユーザーID」と「暗証番号」が必要です。ユーザーID、暗証番号は加入時にお手元に届く「ユーザーID・商品登録完了のお知らせ」(NRK発行)に記載されています。

▶ユーザーID、暗証番号をお忘れの場合は、13ページをご参照ください。

▶ サービスメニュー



*「老齢給付金の請求書作成手続き」ボタンは、老齢給付金の受給権を取得したときに表示されます。

- a 資産評価額を確認したい → 資産評価額照会
- b 過去の取引内容を確認したい → 取引履歴照会
- c 運用商品の詳しい内容を確認したい → プラン情報照会
- d 運用している商品を売却し、別の商品を購入したい → 運用商品預替
- e 掛金で購入する商品の運用割合を変更したい → 運用割合変更

●お手続のうち、c ～ e については、別途「利用手順」をご用意しています。

●『NRK Webの利用手順はこちら(PDFファイル)』をクリックしてご利用ください。



メールアドレスの登録について ＜おすすめ＞

メールアドレスをご登録いただくと、ユーザーIDや暗証番号を忘れたときの再設定手続等が簡単になります。

また、「残高のお知らせ」を含む通知等を電子帳票で受け取ることができるようになります。

2. コールセンターサービス

コールセンターサービスでは、運用商品や制度に関するご照会や各種資料のご請求、資産評価額の照会、運用商品の変更等をご利用いただけます。

0120-401-841 (通話料無料)

ご利用にあたって

- ▶ 「ユーザーID」と「暗証番号」が必要です。
- ▶ トーン信号の発信が可能な電話機をご利用ください。
- ▶ 自動音声(毎日24時間)でご案内します。音声案内に従って各サービス番号をプッシュしてください。

有人対応(オペレーターサービス)

- ▶ 有人対応(オペレーターサービス)をご希望の場合は、自動音声に従って「*9#」をプッシュしてください。

有人対応のご利用時間

- ▶ 有人対応(オペレーターサービス)は、サービスの内容により、ご利用時間が異なりますのでご注意ください。

主なサービス	ご利用時間
・資産評価額の照会 ・掛金の運用割合変更 ・運用商品の預替手続	平日(月～金) 9:00～20:00 (土日祝日・振替休日・年末年始等は休業させていただきます。)
・運用商品や制度に関する照会 ・各種資料の請求	平日(月～金) 9:00～18:00 土 9:00～17:00 (日曜・祝日・振替休日・年末年始等は休業させていただきます。)

■「ユーザーID」「暗証番号」をお忘れの場合

Webの場合

ログインページにある「ユーザーID、暗証番号をお忘れの方は[こちら](#)からお手続きください」の[こちら](#)をクリックしてください。



メールアドレスを登録している場合は、登録済みのメールアドレスに「ユーザーID再通知メール」が届き、手続完了後すぐに利用再開できます。
登録していない場合は、ユーザーIDの再発行となり、後日、郵送でお手元に届きます。

再発行等のお手続は、NRKへの「メールアドレスの登録有無」によって異なります。

メールアドレスを登録している場合

- ▶ 「ユーザーID再通知・暗証番号(パスワード)再設定」ボタンをクリックしてください。

メールアドレスを登録していない場合

- ▶ 「ユーザーID再発行」ボタンをクリックしてください。



コールセンターの場合

平日(月～金) 9:00～20:00(土日祝日・振替休日・年末年始等は休業させていただきます。)

コールセンターにお電話いただき、「*9#」をプッシュするとオペレーターにつながりますので、ユーザーID、暗証番号をお忘れになったことをお申出いただき、手続方法を確認してください。

Ⅲ. 給付



iDeCoには
老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の
3種類の給付があります。
いずれの給付も、自分で積み立て、運用してきた
年金資産を給付金として受け取ります。
給付金のお受取は時間を要しますので、
余裕をもってご請求ください。

1. 給付の概要

iDeCoには **① 老齢給付金** **② 障害給付金** **③ 死亡一時金** の3種類の給付があります。

① 老齢給付金

加入者または運用指図者が、原則60歳を迎えると、請求を行うことにより、給付金を受け取ることができます。

受取開始可能年齢

受取開始可能年齢は、通算加入者等期間※に応じて60～65歳の年齢が定められています。60歳から老齢給付金を受け取るためには、通算加入者等期間が10年以上必要です。通算加入者等期間が10年に満たない場合は、受取開始可能年齢が繰り下げられます。

ただし、受取開始可能年齢が繰り下げられた場合は、受取開始可能年齢に達する日の2か月前に「確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ」が送付されます。

※通算加入者等期間は、60歳時点におけるiDeCoの加入者期間、iDeCoの運用指図者期間、企業型DCの加入者期間、企業型DCの運用指図者期間を合算した期間です（ほかの企業年金等からの移換の対象となった期間も含まれます）。掛金の未納期間は含まれません。

※60歳時点の通算加入者等期間がない場合（60歳以降に加入された場合）は、加入日から5年を経過した日から75歳までの間で受給開始時期を選択できます。

通算加入者等期間に応じた 受取開始可能年齢

10年以上	→	60歳
8年以上10年未満	→	61歳
6年以上 8年未満	→	62歳
4年以上 6年未満	→	63歳
2年以上 4年未満	→	64歳
1年以上 2年未満	→	65歳

受取方法

老齢給付金の受取方法は次の3通りから選ぶことができます。

① 一時金として 受け取る

75歳に達するまでの間で、一括で老齢給付金を受け取れます。

② 年金として 受け取る

5年、10年、15年、20年のいずれかの受取期間を設定し、年金として定期的に受け取れます。

③ 一時金・年金を 組み合わせて 受け取る

一時金と年金を組み合わせて受け取れます。

受取手続期間に関するご注意事項

- 老齢給付金の受取手続は、「受取手続受付開始日」より行うことができます。受取手続受付開始日は、原則60歳に達する日の2か月前に送付する「確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ」に「受給権取得予定日」として記載されています。
ただし、受取開始可能年齢が繰り下げられた場合は、受取開始可能年齢に達する日の2か月前に「確定拠出年金の受給権取得予定のお知らせ」が送付されます。
- 老齢給付金の受取手続は、受取手続受付開始日以降75歳の誕生日の2日前までに行ってください。この期間中に手続を行わなかった場合は、別途手続が必要となります。

② 障害給付金

加入者または運用指図者が傷病等により一定の障害の状態※になった場合に、請求手続を行うことにより、給付金を受け取ることができます。

※ 国民年金の障害基礎年金を受け取ることができる程度の状態

受取方法

障害給付金の受取は、「一時金」「年金」「一時金・年金の組合せ」の3つの方法があります。

「年金」の受取期間は、5年、10年、15年、20年のいずれかを設定できます。

受取手続期間に関するご注意事項

- 障害給付金の受取手続は、障害認定日※以降75歳の誕生日の2日前までに行ってください。

※ 傷病によって初めて医師または歯科医師の診療を受けた日（初診日）から起算して1年6か月を経過した日（その期間内に傷病が治った場合はその日）

③ 死亡一時金

加入者または運用指図者が亡くなられた場合に、ご遺族の方が請求手続を行うことにより、死亡一時金を受け取ることができます。

受取人となるご遺族の優先順位

- 死亡一時金の受取人となるご遺族の優先順位は、以下の番号順（1～13）となります。
- 同じ順位の者が複数いる場合（子が2人等）は、代表者の方にご請求いただきます。

1 生前、ご本人があらかじめ死亡一時金の受取人を指定していた場合※はその指定された方。

2 配偶者（死亡の当時、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含みます。）

死亡の当時、主として亡くなられたご本人の収入によって生計を維持されていた以下の方。

3 子 **4** 父母 **5** 孫 **6** 祖父母 **7** 兄弟姉妹

8 その他の親族（6親等内の血族、3親等内の姻族）

死亡の当時、主として亡くなられたご本人の収入によって生計を維持していなかった以下の方。

9 子 **10** 父母 **11** 孫 **12** 祖父母 **13** 兄弟姉妹

※ 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれかであることが必要です。

受取人順位は確定拠出年金法で定められた順位となり、民法で定める相続の順位とは異なります。

上記の法定順位によらず、生前に子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の中から受取人を指定しておくことができます。

なお、受取人の指定・変更手続はいつでも行うことができます。ご希望の場合はコールセンターまでご連絡ください。

- 死亡一時金は「みなし相続財産」として相続税の対象となります。法定相続人1人当たり 500 万円まで非課税枠があります。
※ 亡くなられてから5年間請求がなかった場合、死亡一時金を受け取るご遺族がないものとして、亡くなった方の相続財産とみなされます。

2. 請求手続

給付金を受け取るためには、ご自身（死亡一時金の場合はご遺族）による手続が必要です。手続書類は、コールセンターへご請求ください。なお、老齢給付金の手続書類は、Webで作成することができます。NRK確定拠出年金Webサービス「老齢給付金の請求書作成手続き」をご利用ください。



※1 老齢給付金のみ。Webで作成した手続書類は郵送でお手元に届きます。押印の上、必要書類等と併せてNRKにご返送いただく必要があります。
※2 給付金は国民年金基金連合会（事務委託先金融機関）から支払われます。

一時金部分は、手続書類のご提出からお受け取りまで2か月程度かかります

老齢給付金を一時金で受け取る場合のご注意事項

老齢給付金を一時金で受け取る年および前年より19年以内に別途受け取った退職金等がある場合は、退職所得控除の調整が行われるため、当該退職金等に係る「退職所得の源泉徴収票」のコピーをご提出いただく必要があります。ご請求日までに受領した「退職所得の源泉徴収票」は大切に保管してください。紛失した場合には発行元企業に再発行を依頼してください。

給付金を年金で受け取る場合、下表のとおり受取期間等を選択できます。

受取期間	5年、10年、15年、20年から選択してください。
回数 (受給月)	以下の4パターンから選択してください。 ①年1回(6月) ②年2回(6月、12月) ③年4回(3月、6月、9月、12月) ④年6回(偶数月)
予定金額	均等払い：請求時の年金原資額を受取期間で割った金額 割合指定：毎年の受取割合を5%以上50%以下で指定し、請求時の年金資産額にその割合を乗じた金額 年金受取開始後も運用を行いますので、運用状況によっては、最後の受取時に残金を加えた金額を受け取ることができる場合や、資産額が不足して受取期間が短くなる場合があります。
受取額の変更	・受取開始月から起算して5年以上経過した後、残りの年金資産額の全額を一時金として受け取ることができます。 ・受取開始後に、運用の結果、年金資産額が当初の受取予定金額の半分以上になった場合、受取割合を変更することができます(受取期間・回数は変更できません)。

三井住友海上火災保険 コールセンターサービスのご利用規定

三井住友海上火災保険株式会社(以下、「当社」といいます。)は、加入者等(加入者等については第1条で規定します。)に対し、コールセンターを通じて第2条で定義するサービス(以下、「本サービス」といいます。)を提供します。本規定は、本サービスをご利用する際に適用されます。

第1条 利用資格者

本サービスのご利用資格者は、当社を運営管理機関とする確定拠出年金制度の加入者、運用指図者、加入者であった方、および企業型年金において加入予定者の方(以下、加入者等といいます。)とします。ただし、一定範囲の一般的な情報については、当社の判断で加入者等以外にも提供することがあります。

第2条 本サービスの概要

1. 当社は、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下「NRK」といいます。)の規定に基づき、同社のコールセンターからの転送により、当社コールセンター担当者が以下の内容について応対するサービスを提供します。ただし、照会等の内容によっては後日回答させていただく場合があります。なお、本サービスに必要な通信用の機器、環境は加入者等が用意するものとします。

①確定拠出年金制度に関するお問い合わせ

企業型確定拠出年金制度、個人型確定拠出年金制度に関してのご質問、ご照会に回答します。

②資産運用に関する基礎知識に関するご照会

③運用商品に関するお問い合わせ、ご照会

②、③につきましては、当社が加入者等に提供した資料・サービス等の範囲内で、資産運用に関するご照会、運用商品の概要・特徴についてのご照会に対して回答します。

④資料請求

当社がご用意した各種資料の申込みを受け付け、送付するサービスです。ただし、資料によってはお申込みいただいてからご送付するまでに時間がかかる場合もあります。またご送付する資料は、1回のご請求で、資料1種類につき原則として1部とさせていただきます。

2. 加入者等は、本規定の内容を十分に理解したうえで、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします。

3. 本サービスでの加入者等と当社コールセンター担当者との会話内容は、録音によって記録し、一定期間保存しております。

第3条 本人確認

1. 本サービスは、本人確認を行うことによりご利用いただけます。

2. 加入者等には、NRKより、本人であることを確認するための「ユーザーID」と「暗証番号」が付与されます。

3. 当社の本人確認は、加入者等が前項の「ユーザーID」および「暗証番号」をNRKコールセンターで正しく入力し、それらを經由して当社の本サービスへ着信したことで行います。

4. 「ユーザーID」と「暗証番号」の取扱は加入者等の責任において行うものとし、本サービスを利用するうえで「ユーザーID」と「暗証番号」が使用されたときは、その使用に関連する行為・行動はすべて加入者等が行ったものとみなし、使用上の過誤や第三者による使用等については、当社は一切責任を負わないものとします。

5. 「ユーザーID」と「暗証番号」は本サービスを利用するうえで非常に重要なものです。第三者の目に触れるところに書き留めたり、第三者に絶対教えたりせず、ご自身で厳重に管理していただくようお願いします。「ユーザーID」と「暗証番号」が第三者に知られたり、知られたと思われるときは、直ちに再発行の手続きをお取りください。

6. 「暗証番号」については、NRK本サービスにて、加入者ご自身により変更することが可能です。生年月日や電話番号等第三者から推測されやすい番号の使用を避けるとともに、定期的な変更をおすすめします。

7. 加入者等が登録された「暗証番号」と異なる入力を、連続してNRK所定の回数以上行ったときは、当該「暗証番号」は無効となります。その場合はNRK所定の再発行の手続きをお取りください。

第4条 海外からのご利用

加入者等が本サービスを海外からご利用になる場合、各国の法令、事情その他の事由および本サービスの機能的制約により、本サービスにかかる機能の全部または一部をご利用いただけないことがあります。

第5条 免責事項等

1. 本サービスによって提供する情報等(当社以外の第三者から当社を介して加入者等に提供される情報を含みます)の正確性については万全を期しておりますが、当社は当該情報の正確性を保証するものではなく、また当該情報を用いて加入者等が行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

2. 次の各号の事由により本サービスの全部または一部が停止したり、取扱に遅延・不能等があっても、これによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

①災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

②当社または当社と情報を授受しているNRKや関係企業等が担当の安全策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線等に障害や機能低下が生じたとき。

③当社以外の運営管理機関、金融機関等や当社と情報を授受している関係企業等の責めに帰すべき事由があったとき。

④通信機器・回線等の故障等、当社の責めに帰すことができない事由があったとき。

⑤当社以外の第三者から当社を介しての情報提供がある場合で、当社以外の第三者において、当該会社の責めに帰すことができない事由で、通信回線等に障害や機能低下が生じたとき。

⑥やむを得ない事由により、本サービスの回線工事等が発生したとき。

3. 加入者等は本サービスの利用に際し、公衆回線、移動体通信網、専用電話回線等の通信経路の特性および本サービスで当社が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

4. 加入者等は、利用する際の使用機器や前項で掲げた通信経路が正常に稼働する環境について、自己の責任において確保するものとします。当社は使用機器等が正常に稼働することを保証するものではありません。

5. 加入者等は、当社が通信の安全のために採用しているセキュリティ手段、不正利用等のリスク対策および本人確認手段について理解し、リスクの内容に関し承諾したうえで本サービスを利用するものとし、これらの処置にかかわらず不正利用等により加入者等が損害を受けた場合、当社は一切責任を負いません。

第6条 規定、サービスの変更

1. 当社は、本規定の内容について、加入者等に事前に通知することなく変更することがあります。その場合は、変更日以降は、変更後の規定にしたがい取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの一部または全部を予告なく追加、変更または停止することがあります。
3. 前2項の変更等によって、加入者等に損害が生じたとしても、当社は一切責任を負いません。

第7条 使用機器

本サービスを利用するための使用機器は、以下のとおりとします。使用機器の条件については、事前に通知することなく変更することがあります。

[加入者専用コールセンターサービス]

トーン信号の発信が可能な電話機をご利用ください。

第8条 利用時間

本サービスのご利用時間は次のとおりとします。

平日(月～金) 午前9:00～午後6:00

土 午前9:00～午後5:00

ただし、日・祝祭日、年末年始、および当社のメンテナンス期間、NRKのメンテナンス期間はサービスがご利用になれません。

第9条 著作権

本サービスに掲載および表現されているものは、著作権の対象になっています。本サービスのすべての情報利用に際して、複製・転用・販売は著作権法上、固く禁じられています。本サービスの内容の全部または一部について、当社に無断で改変等を行うことはできません。

第10条 準拠法・管轄裁判所

本規定の解釈、履行にあたっては日本法が適用されるものとし、本規定に基づくサービスに関して訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

運営管理機関・国民年金基金連合会の行為準則(責務および禁止行為)

1. 運営管理機関の行為準則

①忠実義務

運営管理機関は法令等や運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。

②個人情報保護

運営管理機関は加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人情報を保管し、または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、および使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

③禁止行為

- ・運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等の損失の全部または一部を負担することを約束すること。
- ・運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約束すること。
- ・加入者等の損失の全部または一部を補填すること、または加入者等の利益を追求するため加入者等または第三者に対して財産上の利益を提供すること、または第三者に提供させること。
- ・運営管理契約の勧誘のため、またはその解除を妨げるため、その相手方の判断に影響を及ぼすような重要なことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。
- ・自己または加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、特定の運用方法を加入者等に提示すること。
- ・特定の運用方法について指図を行うこと、また行わないことを加入者等に勧めること。
- ・加入者等の保護に欠けること、もしくは確定拠出年金運営管理業の公正を害すること、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあることを行うこと。

2. 国民年金基金連合会の行為準則

①忠実義務

国民年金基金連合会は法令等や個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならない。

②個人情報保護

国民年金基金連合会は個人型年金加入者等の氏名、住所、生年月日、個人別管理資産額等の個人情報を保管し、または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管し、および使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りではない。

③禁止行為

- ・自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理業務の委託に係る契約等を締結すること。
- ・自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理機関に特定の運用方法を個人型年金加入者等に提示させること。
- ・運営管理機関に、特定の運用方法について指図を行うこと、または行わないことを個人型年金加入者等に勧めさせること。
- ・個人型年金加入者等に、特定の運用の方法についての指図を行うこと、または行わないことを勧めること。
- ・自己または個人型年金加入者等以外の第三者に、運用の指図を委託することを個人型年金加入者等に勧めること。
- ・特定の運営管理機関等を指定し、またはその指定を変更することを個人型年金加入者等に勧めること。

本資料のご利用にあたって

本資料は個人型確定拠出年金(iDeCo)のご案内を目的としたものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。加入申出や運用商品の選択等にあたっては、運営管理機関のWebサイトに掲載している運用商品や運用状況の情報を確認いただき、すべてお客さまご自身でご判断ください。

確定拠出年金に係る法務上、税務上、会計上の正式な処理につきましては、専門家にご確認くださいますようお願いいたします。

本資料の内容は発行日時点のものであり、今後の制度および税制等の改正により変更が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※無断転載・複製および電子化することを固くお断りしております。

2024年11月発行:三井住友海上火災保険株式会社

